

○山梨県警察災害警備計画の制定について

〔 令和 6 年 6 月 1 2 日 〕
〔 例規甲（備二危）第 7 号 〕

目 次

第 1 章 総則	1
第 1 節 本計画の目的及び構成	1
第 2 節 実施方針	1
第 2 章 地震災害対策	2
第 1 節 災害警備方針	2
第 2 節 災害に備えての措置	2
第 1 警備体制の整備	2
1 職員の招集・参集体制の整備	2
2 警察災害派遣隊の整備等	2
3 災害警備用装備資機材の整備充実	3
4 警察施設等の災害対策	4
5 教養訓練の実施	4
6 災害警備用物資の備蓄等	5
7 業務継続性の確保	5
8 被留置者への対応	5
第 2 情報収集・連絡体制の整備	6
1 情報収集の手段及び方法	6
2 情報収集のための事前準備	6
3 被災状況の把握及び評価	6
第 3 情報通信の確保	7
1 通信の確保	7
2 情報システムの機能の確保	7
第 4 交通の確保に関する体制及び施設の整備	7
1 災害時における交通規制計画	7
2 交通管制施設及び交通管理体制の整備	7
3 緊急通行車両に係る確認手続等	8
4 運転者のとるべき措置の周知徹底	8
第 5 避難誘導の措置	9

1	避難場所等の周知徹底	9
2	避難行動要支援者等への対応	9
3	管理者対策	9
4	広域的な避難者の受入れに関する調整	10
5	帰宅困難者対策	10
第6	被災者等への情報伝達活動	10
第7	住民等の防災活動の促進	10
1	防災訓練の実施	10
2	各種講習会等を通じた防災知識の普及	10
3	避難行動要支援者等に対する配慮	10
4	企業に対する防災思想の普及	11
第8	関係機関との相互連携	11
第9	複合災害対策	11
第10	危険箇所の調査	11
第11	重要施設の警戒	11
第12	大規模災害警備対策に関する調査及び研究	11
第3節	災害時における措置	11
第1	警備体制	11
1	職員の招集・参集	12
2	広域的な支援体制	13
3	警備体制の種別	13
4	災害警備本部等の設置	13
5	災害警備本部等の編成及び体制	14
6	複合災害対策及び災害警備活動が長期化した場合の措置	15
第2	情報の収集・連絡	15
1	被害規模に関する情報	15
2	被害状況の把握及び連絡	15
第3	救出救助活動等	16
1	機動隊等の出動	16
2	警察署における救出救助活動	16
3	関係機関との協力・調整	16
4	警察用航空機の運用調整等	16
5	感染症対策	16
第4	避難誘導等	17
第5	身元確認等	17

第 6	二次災害の防止	1 7
第 7	危険箇所等における避難誘導等の措置	1 7
第 8	社会秩序の維持	1 8
第 9	緊急交通路の確保	1 8
1	交通状況の把握	1 8
2	交通規制の実施	1 8
3	輸送対象の想定	1 9
4	交通規制の周知徹底	1 9
5	その他緊急交通路確保のための措置	1 9
6	関係機関等との連携	2 0
第 10	被災者等への情報伝達活動	2 0
1	被災者等のニーズに応じた情報伝達活動の実施	2 0
2	相談活動の実施	2 0
3	多様な手段による情報伝達	2 0
第 11	報道対応	2 1
第 12	情報システムに関する措置	2 1
第 13	関係機関との相互連携	2 1
第 14	海外からの支援の受入れ	2 1
第 4 節	災害復旧・復興	2 1
第 1	警察施設の復旧	2 1
第 2	暴力団排除活動の徹底	2 1
第 3	交通規制の実施	2 1
第 5 節	南海トラフ地震に係る措置	2 2
第 1	先発地震発生時にとるべき措置	2 2
第 2	南海トラフ地震臨時情報（調査中）を受けた場合 における災害応急対策に係る措置	2 2
第 3	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等を受けた場合 における災害応急対策に係る措置	2 2
1	災害警備本部の設置等	2 2
2	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達等	2 2
3	交通対策	2 4
4	警察施設等の点検及び整備	2 5
5	災害応急対策をとるべき期間	2 5
第 4	南海トラフ地震臨時情報（調査終了）が発表された場合 における災害応急対策に係る措置	2 6

第5	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備	26
1	緊急に整備すべき施設等の整備	26
2	地震防災対策実施上必要な災害警備用装備資機材の整備充実	26
第6	関係者との連携協力の確保	26
第7	地震防災上必要な教養等	27
1	警察職員に対する教養	27
2	住民等に対する防災知識の普及	27
第6節	東海地震に係る措置	28
第1	東海地震警戒警備本部の設置等	28
第2	地震防災応急対策に係る災害警備活動の基準	28
第3	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備	31
第4	地震防災上必要な教養等	32
1	警察職員に対する教養	32
2	住民等に対する防災知識の普及	32
第3章	風水害対策	32
第1節	県民の防災活動の促進	32
第1	避難誘導対策	32
1	避難路等の周知徹底	32
2	土砂災害警戒区域等の周知徹底	32
第2	防災知識の普及	32
第3	防災訓練等の実施	33
第2節	警察施設等の災害対策	33
第3節	災害発生直前の対策	33
第1	風水害に関する警報等の伝達	33
第2	住民等の避難誘導	33
第3	災害未然防止活動	33
第4節	災害の拡大防止と二次災害の防止活動	34
第4章	雪害対策	34
第1節	災害に備えての措置	34
第1	雪害に強い交通管制施設の整備	34
第2	気象状況の伝達体制の整備	34
第3	危険箇所の周知徹底	34
第4	運転者への周知活動	34
第5	緊急交通路の確保	34
第6	道路管理者との調整	34

第5章 事故災害対策	35
第1節 航空災害対策	35
第1 災害に備えての措置	35
1 航空災害応急体制の整備	35
2 関係機関との相互連携	35
3 連絡体制の整備	35
第2 行方不明航空機等の捜索活動	35
第3 災害時における措置	35
1 情報の収集	35
2 救出救助活動等	35
3 立入禁止区域の設定等	35
第2節 鉄道災害対策	36
第1 災害に備えての措置	36
1 関係機関との相互連携	36
2 連絡体制の整備	36
3 防災訓練の実施	36
第2 災害時における措置	36
1 救出救助活動	36
2 立入禁止区域の設定等	36
第3 二次災害の防止	36
第3節 道路災害対策	36
第1 災害に備えての措置	36
1 関係機関との相互連携	36
2 危険箇所等の把握と関係機関に対する要請	36
3 連絡体制等の整備	36
4 防災訓練の実施	37
第2 災害時における措置	37
1 情報の収集	37
2 救出救助活動	37
3 立入禁止区域の設定等	37
4 危険物の流出に対する応急対策	37
第3 二次災害の防止	37
第4節 危険物等災害対策	37
第1 災害に備えての措置	37
1 関係機関との相互連携	37

2	危険物等関連施設の実態把握	37
3	連絡体制の整備	38
4	危険物等災害警備用装備資機材の整備充実	38
5	避難場所等の周知徹底	38
6	火薬類取締法等の法令に定める権限の行使	38
7	防災訓練の実施	38
第2	災害時における措置	38
1	情報の収集	38
2	救出救助活動	38
3	立入禁止区域の設定	39
4	危険物等の大量漏えい等に対する応急対策	39
5	火薬類取締法等の法令に定める権限の行使	39
第5節	火事災害対策	39
第1	災害に備えての措置	39
1	関係機関との相互連携	39
2	管内実態の把握	39
3	連絡体制の整備	39
第2	災害時における措置	39

第1章 総則

第1節 本計画の目的及び構成

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第36条第1項及び第37条第1項、防災基本計画（昭和38年中央防災会議決定。令和3年修正）、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「大震法」という。）第6条第1項、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「南海トラフ法」という。）第5条第1項に基づき、警察本部及び警察署（以下「警察本部等」という。）が、その所掌事務につき、防災に関しとるべき措置及び地域防災計画の作成の基準となるべき事項を定め、もって災害警備に関する業務の推進を図ることを目的とする。

なお、富士山火山噴火対策については、別途指示する。

本計画の構成は、第2章を「地震災害対策」、第3章を「風水害対策」、第4章を「雪害対策」、第5章を「事故災害対策」とし、同章において海上災害対策、航空災害対策、鉄道災害対策、道路災害対策、危険物等災害対策及び火事災害対策についてそれぞれ定める。

地震に伴う被害としては、主として揺れによるものと津波によるものがあるところ、本県は、内陸圏であることから、第2章には主として揺れによるものを記述する。また、第2章には本計画全体を通じた共通対策を記述するものとし、原則として第3章から第6章までにおいては、第2章に定めるもののほか、特記すべき事項を定める。

第2節 実施方針

この計画は、平成7年1月の阪神淡路大震災、平成23年3月の東日本大震災及び近年の大規模災害における警察の活動を踏まえたものであり、その実施に当たっては、通常発生する地震、風水害、火山災害及び事故災害はもとより、今後発生が予想される「首都直下地震」、「南海トラフ地震」等の甚大な被害が予想される大規模災害にも的確に対処できるよう、警察各部門が相互に連絡を密にして一体的な活動を行うよう努めるとともに、他の機関の行う防災業務との調整を図り、総合的な防災業務の推進に寄与するように努めるものとする。

第2章 地震災害対策

第1節 災害警備方針

警察本部等は、地方機関その他の関係機関との緊密な連絡の下に災害警備対策を推進し、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、早期に警備体制を確立して情報の収集に努め、住民等の生命及び身体の保護を第一とした災害警備活動等に努めるものとする。

第2節 災害に備えての措置

警察本部等は、災害の規模等に応じた災害警備本部等の体制や指揮命令系統の確立及び機動力の確保並びに管内実態に即した被害情報の収集・連絡、避難誘導、救出救助、交通規制等の措置を的確にとることができるよう、以下の事項を踏まえ、警察本部等が、災害警備計画を策定するものとする。また、災害警備計画は随時見直しを行い、管轄区域内の現状に対応できるものとする。

第1 警備体制の整備

1 職員の招集・参集体制の整備

- (1) 警察本部等は、職員の招集・参集基準及び招集・参集対象者の明確化、連絡手段の確保、招集・参集職員の徒歩参集が可能な範囲内での必要な宿舎の確保、招集・参集途上での情報収集・連絡手段の確保等職員の迅速な招集・参集体制の整備について定めるとともに、随時見直しを図るものとする。また、職員が自所属に招集・参集できない場合の集結場所、暫定活動要領等を定めるものとする。その際、職員各人に対して交通機関の途絶等を想定した自転車、徒歩等の代替手段を検討させるものとする。
- (2) 夜間、休日等に災害が発生した場合における道路損壊、橋りょう損壊、火災の発生、交通の途絶、職員自身あるいは職員の家族の被災等を考慮した段階的警備要員数を算定するものとする。

2 警察災害派遣隊の整備等

警察本部は、大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、警察署長による警察災害派遣隊の派遣要請に備え、平素から招集・派遣体制の整備等を行うものとする。特に即応部隊については、隊員の安全確保を図りつつ、効率的な救出救助活動等の災害警備活動を行うため、平素から隊員に対し、災害現場に即した環境下における救出救助技能、自活能力等の向上に向けた教養訓練を徹底するとともに、関係機関との連携体制の強化を図るものとする。また、警察本部は、災害の規模に応じて円滑に他の都道府県警察から支援を受けること（以下「受援」という。）

ができるよう、受援のために必要となる体制を整備するものとする。

なお、警察災害派遣隊の体制は次表のとおりとする。

3 災害警備用装備資機材の整備充実

警察本部等は、以下の災害警備用装備資機材の整備に努めるものとする。

なお、小型重機、ショベルカー等臨時に借り受けて対応すべき資機材については、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にスムーズに借受けが行われるよう、県内の建設業協会等との間で借上げ協定等を結ぶものとするとともに、建設企業等が保有している資機材のデータベース化を行うものとする。また、警察が保有していても不足することが見込まれる装備資機材についても同様の措置を講ずるものとする。

ア 交番、駐在所ごとに整備すべき装備資機材

- (ア) スコップ、つるはし、のこぎり等救助用機材
- (イ) 強力ライト等照明用機材
- (ウ) 可搬式標識、標示板等交通対策用機材

イ 警察署ごとに整備すべき装備資機材

- (ア) アに掲げる装備資機材及び管内地図

- (イ) チェーンソー、エンジンカッター等救助用機材
- (ウ) 投光器等照明用機材
- (エ) 発動発電機等非常用電源設備
- (オ) トランジスターメガホン、拡声器等広報用機材
- (カ) 胴付水中長靴、とび口、ゴム長手袋、踏み抜き防止板等捜索用機材
- (キ) 信号機電源付加装置（可搬式発動発電機）、緊急通行車両確認標章等交通規制用機材

ウ 警察本部ごとに整備すべき装備資機材

- (ア) イに掲げる装備資機材
- (イ) レスキュー車、投光車、キッチンカー、トイレカー、交通規制用バン型車、オフロード二輪車等災害警備活動用車両
- (ウ) 無人航空機
- (エ) 生存者探査機、ファイバースコープ、エアージャッキ等救助用機材
- (オ) エアーテント、可搬式ろ過器等後方支援用機材
- (カ) 寝袋、簡易トイレ等自活用機材

4 警察施設等の災害対策

警察本部等は、以下の基本的な考え方に従って、警察施設等の耐震性、耐火性、耐浪性等の確保に努めるものとする。

ア 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に災害応急対策の拠点となる警察施設については、その重要度を考慮し、耐震性、耐火性及び耐浪性の強化に努めるものとする。

イ 警察本部等の警察の中核施設が損壊した場合に、特に指揮機能及び通信機能を確保するため、耐震性、耐火性及び耐浪性があり、かつ、液状化の起こりにくい地域に所在する建物を選定して、警察本部等の代替施設としての整備を図るものとする。

ウ 保有する施設及び設備については、災害発生時の電源確保のため、非常用電源設備の整備に努めるものとする。また、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄に努めるものとする。さらに、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保を図るものとする。

5 教養訓練の実施

警察本部等は、災害についての知識、装備資機材の保守管理と操作要領、具体的活動要領等についてマニュアルを作成して職員に周知徹底するとともに、以下の教養訓練項目について計画的に反復して教養訓練を行い、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自らの判断で行動できるようにするものとする。また、交通の途絶、職員自身あるいは職員の家族の被災等により職員の動員が困難な場合等を

想定し、限られた要員で災害警備活動が実施できるよう訓練に努めるものとする。

ア 教養項目

- (ア) 災害及び災害警備の知識
- (イ) 災害関係法令並びに警察及び関係機関の責務
- (ウ) 管轄区域内の段階的災害予測
- (エ) 災害警備計画と初動措置要領
- (オ) 災害警備用装備資機材の知識
- (カ) 通信資機材の知識
- (キ) 災害情報の分析及び報告要領

イ 訓練項目

- (ア) 要員の招集及び部隊の編成
- (イ) 災害情報の収集・連絡・伝達
- (ウ) 災害警備用装備資機材の操作
- (エ) 車両、警察用航空機、無人航空機、通信資機材等の配備運用
- (オ) 警備実施部隊の配備及び支援部隊の派遣
- (カ) 災害時の交通規制、放置車両及び道路上の障害物の除去
- (キ) 住民等の避難誘導
- (ク) 被災者の救出救助
- (ケ) 検視及び遺族対応
- (コ) 警察施設被災時の代替施設への移転
- (サ) 被留置者の避難等

6 災害警備用物資の備蓄等

警察本部等は、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料、電池その他の災害警備用物資及び感染防護資機材について適切な備蓄及び調達体制の整備による確保措置を講ずるものとする。特に即応部隊については、食料、飲料水、所要の簡易待機所等自活のための最小限度の物資を確保するとともに、車両用燃料の準備等機動力の確保に努めるものとする。

なお、県内の全ての給油業者において、災害警備活動用警察車両の給油が円滑に行われるよう、平素から石油業者組合等への働き掛けを行うものとする。

7 業務継続性の確保

警察本部等は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制及び事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定及び計画の評価・検証等を踏まえた修正等により、業務継続性の確保を図るものとする。

8 被留置者への対応

警察本部等は、被留置者の避難や移送を的確に行うため、非常計画の見直し及び訓練を実施するものとする。また、被留置者の処遇を確保するための装備資機材等の整備及び被留置者の移送に関し、検察庁等と必要な連携を図るものとする。

第2 情報収集・連絡体制の整備

1 情報収集の手段及び方法

- (1) 警察本部等は、大規模災害発生時に、生活安全部地域課通信指令室（以下「通信指令室」という。）からの指示の下に、交番、駐在所、パトカー、白バイ、警察用航空機等の勤務員が直ちに情報収集に当たり、かつ通信指令室等に情報が一元的に集約される体制の確立を図るものとする。
- (2) ヘリコプターテレビシステム、航空機運用総合調整システム（F O C S）、交通監視カメラ等画像情報を収集・連絡するシステムの平素からの積極的な活用を図るものとする。
- (3) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において地方公共団体の防災担当課と円滑な連絡を行うことができるよう、平素から緊密な協力関係を構築するものとする。
- (4) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に電力会社、電話会社等の関係機関・団体の保有する情報の提供を得るため、電気、電気通信、ガス及び水道事業者、警備業者等との協力体制の確立に配慮するものとする。
- (5) 警察署、交番等においては、地域の各種施設等へ情報を伝達するネットワークの構築を推進し、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に活用するものとする。

2 情報収集のための事前準備

- (1) 常に通信指令の機能が確保されるよう体制を確保するとともに、必要に応じて災害対応マニュアル等を作成するなど、災害時の応急対応に備えるものとする。
- (2) 警察航空機が、的確に運用できるよう、航空隊における体制を確保するとともに、警察航空機運用マニュアル等を作成するなど、災害時の応急対応に備えるものとする。
- (3) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に国民から広く災害発生情報等が提供されるよう、広報等の取組を進める。

3 被災状況の把握及び評価

警察本部は、大規模災害発生時に、各警察署から逐次報告される死傷者、倒壊家屋等の数の集約とは別に、通信指令室、災害警備本部等において、被災地から報告される署員等の五官に基づく被害規模に関する情報（以下「生の声情報」という。）及び人的・物的被害に関する情報等に基づいて、直ちに概括的な被害状況（例えば「〇〇市内ではおよそ〇千名が建物の下敷きになっている模様」、「立ってられない程の強い揺れが〇分間続き、警察署の周辺地域では停電が発生している模様」）

を把握及び評価し、警察庁及び管区警察局に報告する体制を整備するものとする。

第3 情報通信の確保

1 通信の確保

警察本部等は、災害発生時の通信の確保のため、関東管区警察局山梨県情報通信部との連携を十分にとり、以下の事項の推進に努めるものとする。

ア 警察通信施設の整備状況、性能等の十分な把握及び無線中継所の機能維持方策の検討

イ 機動警察通信隊との実践的対応訓練の実施等による事案対処能力の強化

ウ 衛星携帯電話等警察通信施設以外の通信手段の災害発生時における使用の検討

エ 警察施設等の新築、改築時における通信機器等の設置スペースの確保並びに応急用通信機器等の設置方策及び搬送手段の確保

オ 耐震構造、免震構造の導入等による警察通信施設の耐震性の向上

カ 警察通信施設や非常用電源設備の定期点検の徹底

キ 災害発生時の電力復旧や燃料の安定供給に資する関係事業者との連携

ク 長期停電等の際、警察通信施設の機能維持のために協力すべき事項の十分な検討

ケ 情報通信システムの障害への具体的対応要領の作成及び訓練の実施

2 情報システムの機能の確保

(1) 耐震性の向上

警察本部等は、災害発生時においても情報システムの機能を確保するため、以下の事項の推進に努めるものとする。

(ア) 耐震構造、免震構造の導入等による電子計算組織の耐震性の向上

(イ) 停電時における機能確保のための非常用電源の確保

(2) 信頼性の向上

警察本部等は、災害発生後、速やかに情報システムの機能を回復させるため、以下の事項の推進に努めるものとする。

(ア) システム構成の二重化等による電子計算組織の信頼性の向上

(イ) 重要データ、重要プログラム等のソフトウェアのバックアップ体制の強化

第4 交通の確保に関する体制及び施設の整備

1 災害時における交通規制計画

警察本部は、災害による交通の混乱を防止し、住民等の避難路及び緊急交通路を確保するための交通規制計画及び交通管制センターの運用計画を策定するものとする。

2 交通管制施設及び交通管理体制の整備

警察本部等は、信号機、交通情報板、交通管制センター等の交通管制施設につい

て耐震性の確保を図るとともに、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における広域的な交通管理体制の整備を図るものとする。また、道路交通機能の確保のため重要となる信号機電源付加装置の整備等の信号機滅灯対策を推進するものとする。さらに、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の交通規制を円滑に行うため、警察本部等は、警備業者等との間で警備業者等が行う交通誘導の実施等の応急対策業務に関して、協力方法、費用負担、災害補償、訓練等の協議を行い、協定等を締結するよう努めるものとする。

3 緊急通行車両に係る確認手続等

警察本部等は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、山梨県公安委員会が行う緊急通行車両に係る確認についての手続を定めるとともに、事前届出・確認制度の整備を図るものとする。また、公的機関に対する事前届出制度の周知及び民間事業者等との輸送協定締結を促進する。加えて、緊急通行車両の確認事務を適切に行うため、職員への定期的な教養及び標章・証明書の備蓄を推進する。

4 運転者のとるべき措置の周知徹底

警察本部等は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、道路上への瓦礫の散乱、道路施設の損傷、鉄道の運行停止に伴う道路交通需要の増大、放置車両の発生等により道路交通が麻痺するおそれがあるため、運転者がとるべき措置について、以下の事項を周知徹底するものとする。

ア 車両運転の判断について

避難経路が渋滞している場合や避難所に駐車場がない場合などは、車両の運転を自粛すること。

イ 車両での避難について

車両で避難する場合においては、道路の損壊、信号機の作動停止、道路上の障害物等に十分注意しながら安全に避難すること。

ウ 車両を運転中である場合には、次の要領により行動すること。

- (ア) できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させること。
- (イ) 停止後は、カーラジオやSNS等により災害情報及び交通情報を収集し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。
- (ウ) 引き続き車両を運転するときは、道路の損壊、信号機の作動停止、道路上の障害物等に十分注意すること。
- (エ) 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

エ 災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等（交

通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。以下同じ。)における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、一般車両が同区域等内に在る場合は次の措置を執ること。

(ア) 速やかに、車両を次の場所に移動させること。

a 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所

b 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所

(イ) 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。

(ウ) 通行禁止区域等内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること(その際、警察官の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置を執ることができないときは、警察官が自らその措置を執ることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することがある。))。

第5 避難誘導の措置

1 避難場所等の周知徹底

警察本部等は、平素の警察活動を通じて、地域住民等に対して災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の避難場所、避難経路、避難時の留意事項等について周知徹底を図るものとする。

2 避難行動要支援者等への対応

警察本部等は、災害時の適切な避難誘導を行うため、地方公共団体等機関と緊密に連携しながら、要配慮者(高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいう。)のうち、避難行動要支援者(災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものをいう。以下同じ。)その他の災害時に支援が必要な者(以下「避難行動要支援者等」という。)の実態把握等に努めるものとする。また、市町村から避難行動要支援者名簿(避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿をいう。以下同じ。)及び個別避難計画(避難行動要支援者について避難支援等を実施するために避難行動要支援者ごとに作成される計画をいう。)に記載し、又は記録された情報(以下「名簿等情報」という。)の提供を受けた場合は、名簿等情報の漏えいの防止等必要な措置を講ずるものとする。

3 管理者対策

警察本部等は、デパート、劇場等多人数の集合する場所の管理者に対して、非常の際の誘導要領、避難経路の明示、照明・予備電源の確保等について検討させるも

のとする。

4 広域的な避難者の受入れに関する調整

警察本部は、隣接都県警察の管轄区域内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の広域的な避難者の受入れに関し、山梨県防災会議において必要な調整を行うものとする。

5 帰宅困難者対策

災害の発生に伴い公共交通機関が運行を停止し、大量の帰宅困難者の発生が予想されることから、警察本部等は、県・市町村等関係機関と連携して「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について、平素から積極的に広報するとともに、一時退避場所等の実態を把握し、帰宅困難者の誘導方法について検討するものとする。

第6 被災者等への情報伝達活動

警察本部等は、災害発生後の経過に応じて、又は発生のおそれがあるとき、被災者等に伝達すべき情報についてあらかじめ整理するものとする。その際、インターネット上の流言飛語等による社会的混乱を防止するとともに、国民の適切な判断と行動を助けるため、正確かつ的確な情報の伝達に留意するものとする。また、住民等からの問合せ等に対応する体制を整備するとともに、交番等に拡声機を設置するなど情報伝達機能の整備を図るものとする。あわせて、自主防犯組織等を通じた地域安全情報等の伝達のための体制の整備を図るとともに、必要に応じて、パソコン、車両等資機材の整備を図るものとする。

第7 住民等の防災活動の促進

1 防災訓練の実施

警察本部は、山梨県防災会議の主催する総合防災訓練、自衛隊等国の機関と連携した訓練、自主防犯・防災組織、民間企業、ボランティア団体、地域住民等と連携した訓練等を通じて、防災関係機関及び住民等との一体的な災害警備活動の推進に努めるものとする。また、訓練の実施に当たっては、住民等の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟等、災害時に住民がとるべき措置について配意するものとする。

2 各種講習会等を通じた防災知識の普及

警察本部等は、平素から各種講習会、研修会の場合等を通じて地域住民等に対し、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合のシミュレーション結果等を示しながらその危険性を周知するとともに、家庭での安全対策、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及を図るものとする。また、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の家族内の連絡体制の確保を促すものとする。

3 避難行動要支援者等に対する配慮

警察本部等は、防災訓練の実施及び防災知識の普及等に当たっては、高齢者、障害者、外国人等の避難行動要支援者等に十分配慮し、地域において避難行動要支援者等を支援する体制が整備されるよう努めるものとする。

4 企業に対する防災思想の普及

警察本部等は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的参加の呼び掛け、防災に関するアドバイス等を行うものとする。

第8 関係機関との相互連携

警察本部等は、地方公共団体その他の関係機関、事業者等と協定を締結するなど、相互に連携協力して災害対策に当たるものとする。

第9 複合災害対策

警察本部等は、複合災害の発生可能性を踏まえ、様々な複合災害を想定した要員の招集・参集、合同の災害対策本部の立上げ等の図上訓練や実動訓練を行い、当該訓練の結果を踏まえ、災害ごとの対応計画の見直しを図るものとする。

第10 危険箇所の調査

警察本部等は、平素から管轄区域内の地盤、地質、人口動態、交通実態及び道路、橋りょう、建築物の構造等について実態を把握するほか、人的被害が多発するおそれのある高層建築物、高速道路、石油・高圧ガス等の各種危険物の保管場所、地下埋設物の設置場所、危険が確認された盛土等については、これらの実態、特にそれぞれの管理体制及び保安施設の具体的状況を把握するものとする。また、これらの実態把握に基づき、各時間帯において災害が発生した場合の人的・物的被害予想を立て、災害発生時に的確な初動措置を執ることができるよう、体制を整備するものとする。

第11 重要施設の警戒

警察本部等は、大規模災害発生時において、警戒すべき重要施設をあらかじめ指定し、所要の警戒計画を立てるものとする。

第12 大規模災害警備対策に関する調査及び研究

警察本部等は、以下の事項について調査研究し、大規模災害に係る災害警備活動が的確に行われるように努めるものとする。

- (1) 大規模災害に係る社会秩序の維持
- (2) 大規模災害に係る交通対策
- (3) 大規模災害に係る避難誘導対策
- (4) 地震予知に関する情報が発表された場合の警察措置
- (5) その他大規模災害警備活動

第3節 災害時における措置

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において警察本部等がとるべき措置は、以下のとおりとする。

第1 警備体制

1 職員の招集・参集

警察本部等は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、速やかに、あらかじめ定められたところにより、職員を招集・参集させ、災害警備体制の確立を図るものとする。

(1) 自主参集基準

警察職員は、次の場合には、速やかに自主参集するものとする。

- (ア) 県内において震度6弱以上の地震が発生した場合
- (イ) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合
- (ウ) 富士山に噴火警戒レベル4（高齢者等避難）以上が発表された場合
- (エ) 富士山が噴火した場合
- (オ) 県内に特別警報が発表された場合

(2) 参集等の場所

ア 参集者及び応招者の集合場所は、原則として自所属とする。ただし、交通機関の途絶等やむを得ない理由により速やかに自所属に参集できない場合は、最寄りの本部所属又は警察署に集合し、所属長の指揮に入るものとする。

イ アの場合、当該所属長は、職員が所属する所属長に通報し、自所属への参集が可能となった時点で復帰させるものとする。

(3) 自主参集免除者

- ア 山梨県警察職員の健康管理に関する訓令（昭和59年山梨県警察本部訓令第10号）に規定する休務者
- イ 入校中の者
- ウ 遠距離に公務出張中の者
- エ アからウまでのほか、特別な理由があつて所属長が免除した者

(4) 早期応招者の指定

ア 警察本部長は、大規模災害発生時における初動態勢を早期に確立し、災害警備活動に対応できる職員を把握するため、徒歩、自転車、オートバイ等を活用した非常参集訓練を実施するとともに、自所属へ30分以内に登庁可能な警察職員（以下「早期応招者」という。）を指定するものとする。

イ 所属長は、毎年春の定期異動後に早期応招者指定表（別記様式）を作成し、速やかに警備部警備第二課（以下「警備第二課」という。）宛てに報告するものとする。また、早期応招者を変更する必要がある場合は、速やかに指定職員を変更し、警備第二課宛てに報告するものとする。

(5) 参集に備えた準備等

ア 警察本部等は、職員に対し自主参集基準、参集に当たっての留意事項等の教養を行い周知徹底を図るとともに、非常参集訓練を適宜実施し、発災時におけ

る対応の万全を図るものとする。

イ 警察本部等は、大規模災害発生時の職員の参集状況並びに職員及び家族の安否情報の集約・報告要領について、職員に周知徹底を図るものとする。

ウ 各所属長は、定期異動等が行われた後、速やかに自己申告書作成フォーム等に必要な事項を入力させ、職員及び家族の安否確認を迅速に行えるよう非常時の連絡先等が記載された参集者カードを作成させて、各所属内に備えるものとする。

エ 職員は、平素から参集時に必要と認められる衣類等最低3日分を準備しておくこと。

オ 職員は、大規模災害発生時には、公共交通機関が利用できない可能性が高いこと及び道路についても火災、建物の倒壊等により通行できなくなる可能性があることを念頭に置き、自動二輪車、自転車等の代替手段を検討しておくとともに、平素から訓練等を通じ、複数の参集経路及び参集に要する時間を確認し、発災時の迅速な参集に備えるものとする。

(6) 幹部の緊急輸送

大規模災害発生時における警備本部長等の緊急輸送については、災害警備本部等から指示を受けた者が緊急車両によって輸送するものとする。

2 広域的な支援体制

警察本部等は、被害の規模に応じて、速やかに即応部隊の派遣を求めるとともに、災害への対応が長期にわたり必要となる場合には、一般部隊の派遣を求め、援助の要求について、山梨県公安委員会に上申するものとする。

3 警備体制の種別

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に設置する災害警備本部等の種別は、次のとおりとする。

ア 警察本部

- (ア) 警察本部長を長とする災害警備本部甲号
- (イ) 警備部長を長とする災害警備本部乙号
- (ウ) 警備部警備第二課長を長とする災害警備連絡室
- (エ) 警備部警備第二課危機管理室長を長とする情報収集体制

イ 警察署

- (ア) 警察署長を長とする署災害警備本部
- (イ) 警察署警備課長（次長）を長とする署災害警備連絡室

4 災害警備本部等の設置

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における警察本部の災害警備本部等の設置基準は、次のとおりとする。

ア 警察本部長を長とする災害警備本部甲号

- (ア) 県内において、震度 6 弱以上の地震が発生したとき。
- (イ) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき。
- (ウ) 県内に特別警報が発表されたとき。
- (エ) 富士山に噴火警戒レベル 4（高齢者等避難）以上が発表されたとき。
- (オ) 富士山が噴火したとき。
- (カ) その他警察本部長が必要と認めたとき。

イ 警備部長を長とする災害警備本部乙号

- (ア) 県内において、震度 5 強又は 5 弱の地震が発生したとき。
- (イ) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき。
- (ウ) 県内において、洪水、土砂崩落等の災害が発生したとき。
- (エ) 県中・西部で 30cm 以上又は東部・富士五湖で 60cm 以上の積雪が見込まれるとき。
- (オ) 富士山に噴火警戒レベル 3（入山規制）が発表されたとき。
- (カ) その他警備部長が必要と認めたとき。

ウ 警備部警備第二課長を長とする災害警備連絡室

- (ア) 県内において、震度 4 の地震が発生したとき。
- (イ) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき。
- (ウ) 県内に大雨、洪水、暴風、大雪警報等気象に係る各種警報が発表されたとき。
- (エ) 富士山に係る「火山の状況に関する解説情報（臨時）」が発表されたとき。
- (オ) 富士山に噴火警戒レベル 2（火口周辺規制）が発表されたとき。
- (カ) その他警備部警備第二課長が必要と認めたとき。

エ 警備部警備第二課危機管理室長を長とする情報収集体制

県内に大雨、洪水、大雪注意報のいずれかが発表されたとき。

5 災害警備本部等の編成及び体制

- (1) 災害警備本部甲号における各所属の差出人数は、別表第 1 のとおりとする。
- (2) 災害警備本部甲号の編成及び体制は、別表第 2 及び別表第 3 のとおりとする。
- (3) 災害警備本部乙号の編成及び体制は、別表第 4 のとおりとする。
- (4) 災害警備連絡室の編成及び体制は、別表第 5 のとおりとする。
- (5) 災害警備本部甲号には、災害警備本部員以外に実動部隊として特科部隊及び警察災害派遣隊を設置するものとする。

ア 特科部隊の編成及び体制は、別表第 6 のとおりとする。

イ 警察災害派遣隊には、即応部隊及び一般部隊を設置するものとする。

- (ア) 即応部隊とは、他都道府県で大規模な自然災害等が発生した場合、直ちに警察法（昭和 29 年法律第 162 号）第 60 条に基づく援助要求によって特別派遣される部隊であり、広域緊急援助隊（警備部隊、交通部隊及び刑事部

隊)、広域警察航空隊、機動警察通信隊及び緊急災害警備隊をいう。

- (イ) 一般部隊とは、被災地のニーズを踏まえた幅広い業務を遂行するため、生活安全、刑事、警備等各分野について長期間の派遣を前提とした部隊をいう。
- (ウ) 警察災害派遣隊等の具体的な運用及び編成については、山梨県警察災害派遣隊の編成及び運用要領の制定について(令和5年2月6日付け、例規甲(備二危)第66号)に定めるものとする。

6 複合災害対策及び災害警備活動が長期化した場合の措置

- (1) 警察本部等は、複合災害(同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対策が困難になる事象をいう。)が発生した場合、災害警備本部を2分化して適時運用するものとする。この場合、災害警備本部員の各班長は、班員の中から副班長を指定し、班を2分化するなどして適時、事案別に対応するものとする。また、人員に不足が生じた場合、各所属長は、自所属で従事している職員を暫定的に応招させ、従事させるものとする。
- (2) 災害警備活動が長期化した場合、各災害警備本部員及び実動部隊員については、不眠不休が継続して疲労が蓄積するなど、体調不良者が出ることが予想されることから、各班長は、班員を交替制勤務にするなどして適時休憩を取らせ、体調管理をしながら班を運用するものとする。

第2 情報の収集・連絡

1 被害規模に関する情報

警察本部等は、県内において震度5弱以上の地震が発生したとき、県内において土砂崩落の災害が発生したとき及びその他警察本部長が必要と認めたときは、災害の規模感の把握や被災者の安全確保等に資するべく、交番、駐在所、パトカー、白バイ等の勤務員を生の声情報や人的・物的被害等の被災状況及び交通状況等の情報収集に当たらせることとする。その際、情報収集活動に専従するための私服部隊の投入等についても配慮するものとする。

なお、報告については、災害発生から概ね15分以内に高度警察情報通信基盤システム(PⅢ:ポリストリップルアイ)の画像収集機能(「災害カメラ」アプリ)等を活用し、警察本部に報告するものとする。

大規模災害の発生を認知した通信指令室は、警察庁及び管区警察局に対し、災害発生について即報するとともに、事案対策通信装置の接続を行うものとする。また、各警察署から逐次報告される死傷者、倒壊家屋等の数の集約とは別に、通信指令室、災害警備本部等において、被災地から報告される生の声情報及び人的・物的被害に関する情報等に基づいて、直ちに概括的な被害状況を把握及び評価し、警察庁及び管区警察局に報告するよう努めるものとする。

2 被害状況の把握及び連絡

警察本部は、災害による人的・物的被害状況を迅速かつ的確に把握し、警察庁、管区警察局等に速やかに連絡するものとし、警察署は、警備第二課に速やかに連絡するものとする。また、二次災害についても同様に把握し、連絡するものとする。

警察本部は、夜間、荒天時等格別の事情のある場合を除き、航空機運用総合調整システム（F O C S）を活用して、警察用航空機による上空からの被害情報の収集や無人航空機を活用した被害情報の収集を行うとともに、警察庁及び管区警察局に対してヘリコプターテレビ、交通監視カメラ等の画像情報を連絡するものとする。

第3 救出救助活動等

1 機動隊等の出動

警察本部は、把握した被害状況に基づき、迅速に機動隊等を被災警察署等に出動させるものとする。その際、災害発生当初の72時間は、救出救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、救出救助活動に人員、資機材等を重点的に配分するものとする。とりわけ、高層建築物、高速道路等において被害が発生した場合には、高度な救出救助能力を有する広域緊急援助隊員等を迅速に投入するものとする。

2 警察署における救出救助活動

被災地を管轄する警察署の署長は、自署員、支援機動隊員等により救出救助部隊を速やかに編成し、管轄区域内の被災状況等を踏まえながら当該救出救助部隊の担当区域を決定するものとする。また、消防等防災関係機関の現場責任者と随時、搜索区割り等現場活動に関する調整を行い、現場活動が円滑に行われるように配慮するものとする。

3 関係機関との協力・調整

警察本部等は、必要に応じて、消防機関及び自衛隊と合同調整所を設置し、警察庁から警察庁災害対応指揮支援チーム（D－S U T）が派遣された場合にはその支援を受けつつ、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、それぞれの部隊間の情報共有及び活動区域や任務の調整等を行うとともに、必要に応じて部隊間の相互協力を行うものとする。また、災害現場で活動する緊急災害対策派遣隊（T E C－F O R C E）や災害派遣医療チーム（D M A T）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。

4 警察用航空機の運用調整等

警察本部は、警察用航空機を最も有効適切に活用するため山梨県の災害対策本部内に設置される航空機の運用を調整する部署（航空運用調整所）に参画し、警察庁からD－S U Tが派遣された場合にはその支援を受けつつ、消防機関、自衛隊等の各機関と警察用航空機の活動区域や任務の調整等を行うものとする。

なお、調整に当たっては、航空機運用総合調整システム（F O C S）を活用するものとする。

5 感染症対策

警察本部等は、救出救助活動等に際し、マスク着用等による感染症対策を徹底するものとする。

第4 避難誘導等

警察本部等は、地域住民等の避難誘導等に当たり、以下の事項に留意するものとする。

- (1) 被災地域、災害危険箇所等の現場状況を把握した上、安全な避難経路を選定し、避難誘導を行うこと。
- (2) 避難誘導に当たっては、交通渋滞、道路の損壊、信号機の作動停止、道路上の障害物等に注意して避難誘導を行うほか、避難行動要支援者等に十分配慮すること。また、市町村から名簿等情報の提供を受けた場合は、避難誘導に効果的に活用すること。
- (3) 警察署に一時的に受け入れた避難住民については、市町村等の避難所の整備が整った段階で当該施設に適切に誘導すること。
- (4) 被留置者の避難等の措置につき、迅速に判断し、これを的確に実施すること。
- (5) 立ち退きを行うことがかえって危険を伴う場合には、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での退避その他の緊急に安全を確保するための措置を考慮すること。

第5 身元確認等

警察本部等は、地方公共団体等と協力し、必要に応じて他の都道府県警察に支援を要請するなどして、検視・死体調査の要員・場所等を確保するとともに、遺体の身元確認に資する資料の収集・確保、医師等との連携に配慮し、迅速かつ的確な検視・死体調査、身元確認、遺族等への遺体の引渡し等に努めるものとする。

第6 二次災害の防止

警察本部等は、二次災害の危険場所等を把握するため、各警察署ごとに調査班を編成し、住宅地域を中心に区域を定めて調査を実施するものとする。また、把握した二次災害危険場所等については、市町村災害対策本部等に連絡し、避難指示等の発令を促すものとする。さらに、的確な避難の指示・誘導を行うため、災害警備本部等が各現場における避難の指示・誘導を一元的に統制できる体制の整備と通信手段を確立するものとする。

第7 危険箇所等における避難誘導等の措置

警察本部等は、大規模災害発生時に、高圧ガス貯蔵・取扱事業者等の危険物施設、火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設、ボイラー施設等の危険箇所について、速やかに、大規模な火災、有害物質の漏えい、爆発等の発生の有無の調査を行うものとする。また、当該施設等の管理者等から二次災害の発生のおそれのある旨通報を受けた場合は、施設内滞在者及び施設周辺住民の避難誘導や交通規制等災害の拡大

を防止するための的確な措置を執るものとする。

第8 社会秩序の維持

警察本部等は、地震発生、情報の発表等に伴う混乱の防止並びに犯罪の予防及び取締りのため、おおむね以下に定めるところにより社会秩序の維持に当たるものとする。

(1) 避難に伴う混乱等の防止

避難に伴う混乱等の防止に関しては、避難が的確に行われるよう関係機関等と密接な連携を図り、混乱防止のための具体的方策について、あらかじめ検討するものとする。この場合において、住民等の節度ある行動により、避難が的確に行われるよう、平素から住民等に対し積極的な広報等を行うものとする。

(2) 不法事案等の予防及び取締り

不法事案等の予防及び取締りに当たっては、住民等の不安を軽減し混乱を防止するため、悪質商法等の生活経済事犯、知能犯、窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力等生活に密着した犯罪の予防及び取締りに重点を置くほか、住民等が集まる場所における混乱の発生防止、流言飛語による混乱の防止等の活動を積極的に行うものとする。

(3) 避難場所、警戒区域、重要施設等の警戒

避難場所、警戒区域、重要施設等の警戒活動の実施に当たっては、警戒従事員の配置箇所、装備資機材の活用、関係機関との密接な連携等に配慮して効率的な活動の実施に努めるものとする。この場合において、警戒対象の特性に応じ、関係機関等との協力に基づく的確な対応が実施されるよう、事前に必要な措置を講ずるものとする。

(4) 住民等による地域安全活動

地域安全活動については、特に地域住民の積極的な協力が必要であるので、平素から関係機関との密接な連携により自主防犯組織の育成強化を図り、当該組織が効果的に活動できるようその支援に努めるものとする。

第9 緊急交通路の確保

1 交通状況の把握

警察本部等は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握するものとする。

2 交通規制の実施

警察本部等は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、緊急の必要があると認めるときは、速やかに区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し又は制限するなど、緊急交通路の確保に当たるものとする。

緊急交通路の確保に当たっては、人命の安全、被害の拡大防止、災害応急対策の的確かつ円滑な実施等に配慮して行うものとする。また、被災地への流入車両等を

抑制するため必要があるときは、隣接都県警察と共に、周辺地域を含めた広域的な交通規制を実施するものとする。さらに、災害発生後の被災地の状況等に応じて、応急復旧のための人員及び資機材輸送の必要性に配慮するなど、被害の状況、緊急度、重要度等を考慮した交通規制の見直しを行うものとする。

3 輸送対象の想定

緊急通行車両により輸送する対象は、被災状況及び災害応急対策の進捗状況に応じて、おおむね以下のとおりとする。

ア 第1段階

- (ア) 救助・医療活動の従事者及び医薬品等の物資
- (イ) 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資
- (ウ) 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の災害応急対策に必要な人員・物資等
- (エ) 医療機関へ搬送する負傷者等
- (オ) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

イ 第2段階

- (ア) 上記アの続行
- (イ) 食料、水等生命の維持に必要な物資
- (ウ) 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
- (エ) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

ウ 第3段階

- (ア) 上記イの続行
- (イ) 災害復旧に必要な人員及び物資
- (ウ) 生活必需品

4 交通規制の周知徹底

警察本部等は、交通規制が実施されたときは、直ちに通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他の必要な事項について、住民、運転者等に周知徹底を図るものとする。

5 その他緊急交通路確保のための措置

(1) 交通管制施設の活用

警察本部等は、効果的な交通規制を実施するため、交通情報板、信号機等の交通管制施設の機能の回復に努めるとともに、これらを活用するものとする。

(2) 放置車両の撤去等

警察本部等は、緊急交通路を確保するため必要な場合には、放置車両の撤去等を行うものとする。

(3) 運転者等に対する措置命令

警察本部等は、緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じて、運転者等に対し車両移動等の措置命令を行うものとする。

(4) 障害物の除去

警察本部等は、緊急交通路の障害物の除去について道路管理者、消防機関、自衛隊等と協力し、状況に応じて必要な措置を執るものとする。

(5) 道路管理者等への要請

警察本部等は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するため、放置車両や立ち往生車両等の移動等について、山梨県公安委員会に上申するものとする。

6 関係機関等との連携

警察本部等は、交通規制に当たっては、道路管理者、防災担当部局等と相互に密接な連携を保つものとする。また、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて、警備業者等との応援協定等に基づき、交通誘導の実施等を要請するものとする。

第10 被災者等への情報伝達活動

1 被災者等のニーズに応じた情報伝達活動の実施

警察本部等は、被災者等のニーズを十分把握し、交番、駐在所、パトカー等の勤務員を活用するなどして、災害関連情報、避難の措置に関する情報、交通規制等警察措置に関する情報等の適切な伝達に努めるものとする。

なお、その際、インターネット上の流言飛語等による社会的混乱を防止するとともに、国民の適切な判断と行動を助けるため、正確かつ的確な情報の伝達に留意するほか、高齢者、障害者、外国人等の避難行動要支援者等に応じた伝達を行うものとする。

2 相談活動の実施

警察本部等は、災害発生時には、被災者の安否を気遣う肉親等の相談に応じるため、行方不明者相談所、消息確認電話、相談窓口等の設置に努めるものとする。その際、災害対策基本法において行方不明者数については市町村が把握することとされていること（ただし、市町村においては、安否の確認がとれていないことのみでは、行方不明者数として計上しないことに留意する必要がある。）及び安否確認のため市町村において把握している避難者情報等を活用する必要があることから、行方不明者に係る相談について、市町村との情報共有を図るものとする。また、避難所等に避難している被災者の不安を和らげるため、移動交番車の派遣や避難所への警察官の立ち寄り等による相談活動を推進するなど避難所等における親身な活動を推進するものとする。

3 多様な手段による情報伝達

警察本部等は、地域に密着した活動等を通じ、住民の避難先、救援物資の配布場所等の地域住民等の生活に必要な情報の収集に努めるとともに、それらの情報や悪

質商法への注意喚起等の地域安全情報を警察本部、警察署、交番、駐在所等の掲示板や拡声器、地元のミニFM局、ミニ広報紙、インターネット等を活用し、あるいは自主防犯組織等を通じるなどして幅広く伝達するものとする。また、警察署、交番等においては、地域の各種施設等への情報を伝達するためのネットワークを活用するものとする。

第1 1 報道対応

警察本部等は、災害警備本部等における報道対応窓口を一本化し、責任ある報道対応をするものとする。報道発表等に当たっては、警察庁及び関係地方公共団体と密接に連絡を取り必要に応じ調整を図るものとする。

第1 2 情報システムに関する措置

警察本部等は、災害発生後においても情報システムの機能を確保するため以下の措置を執るものとする。

(1) 電子計算組織の機能回復

災害発生後、速やかに情報システムの機能の確認を行うとともに、障害が生じた電子計算組織の機能の回復を図るものとする。

(2) 災害警備活動に必要な情報の共有

災害警備活動に必要な情報を共有するため、既存のデータベースを活用するなどの措置を執るものとする。

第1 3 関係機関との相互連携

警察本部等は、指定地方行政機関、指定公共機関等との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。

第1 4 海外からの支援の受入れ

警察本部等は、警察庁から海外からの支援の受入れの連絡を受けた場合には、当該支援活動が円滑に行われるよう、警察庁、管区警察局、都道府県、市町村その他の関係機関と連絡を取りつつ、必要な措置を講ずるものとする。

第4節 災害復旧・復興

第1 警察施設の復旧

警察本部等は、警察施設の復旧については、その重要性に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧を図ることとする。

第2 暴力団排除活動の徹底

警察本部等は、復旧・復興事業への暴力団等の介入を阻止するため、暴力団等の動向把握と取締りに努めるとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等に必要な働き掛けを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。

第3 交通規制の実施

警察本部等は、円滑な災害復旧・復興を図るため、交通状況、道路状況等を考慮し、輸送需要を踏まえ、適切な交通規制等を行うこととする。

第5節 南海トラフ地震に係る措置

第1 先発地震発生時にとるべき措置

先発地震が発生した場合、第2章第3節の措置を執ることとする。

第2 南海トラフ地震臨時情報（調査中）を受けた場合における災害応急対策に係る措置

警察本部等は、南海トラフ地震臨時情報（調査中）を受けた場合は、直ちに体制をとり、警察本部及び警察署に災害警備対策室を設置するなど必要な体制を確保するものとする。

第3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）を受けた場合における災害応急対策に係る措置

1 災害警備本部の設置等

警察本部等は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等を受けた場合は、直ちに第2章第3節第1の4に沿った体制をとり、警察本部及び警察署に災害警備本部等を設置するものとする。また、部隊の編成等所要の措置を執るものとする。この場合において、災害警備本部等の組織及び任務分担、部隊の編成運用計画、部隊の招集等については、警察本部（警察署）長が、別に定めるものとする。

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達等

(1) 情報の収集・伝達

ア 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等に関する情報等の伝達

(ア) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等に関する情報等の伝達事務は、災害警備本部等が設置されるまでの間は、執務時間内は警備第二課、執務時間外は当直等において行い、設置後は災害警備本部等において行うものとする。

なお、情報の内容に応じ、伝達方法について特に配慮するものとする。

(イ) 山梨県知事が行う市町村長等への南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達については、実態に応じ、伝達が迅速かつ的確に行われるよう、可能な限り協力するものとする。

(ウ) 市町村長が行う地域住民等への南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の伝達については、実態に応じ、伝達が短時間内に正確かつ広範に行われるよう、可能な限り協力するものとする。

イ 各種情報の収集・伝達

各種情報の収集・伝達については、管轄区域内における諸般の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、警察庁と警察本部間、警察本部と各警察署間の情

報の報告・連絡が的確に行われるよう、以下の事項について、それぞれ情報の収集・伝達の方法を定めるものとする。

- a 警備体制の確立状況
- b 住民等の反応と避難等の状況
- c 主要幹線道路等の交通の状況
- d 特異事案の発生状況と今後の見通し
- e 交通対策、警備対策等警察措置の実施状況
- f 関係機関の対策の実施状況

ウ 山梨県の災害対策本部との連絡等

(ア) 山梨県に災害対策本部が設置された場合には、山梨県警察における地震防災応急対策に係る措置の実施状況等について、必要に応じ連絡するものとする。

(イ) 山梨県の災害対策本部以外の関係機関への情報の伝達は、当該地域における地震防災応急対策に係る措置の迅速かつ的確な実施を図るため、可能な範囲において積極的に行うものとする。

(2) 住民等への情報伝達活動

住民等への情報伝達活動は、民心の安定を図るとともに混乱を防止し、地震防災応急対策に係る措置が迅速かつ的確に行われるよう、おおむね以下に定めるところにより積極的に行うものとする。

(ア) 情報伝達活動の重点

住民等への情報伝達活動は、以下に掲げる事項を重点として実施するものとする。

- (a) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等に関する情報の内容等に関する情報
- (b) 運転者のとるべき措置
- (c) 交通の状況と交通規制の実施状況
- (d) 犯罪予防等のために住民等がとるべき措置
- (e) その他混乱防止のために必要な情報

(イ) 情報伝達活動の実施方法

住民等への迅速かつ的確な情報伝達活動を実施するため、関係機関との連絡を密にして、おおむね以下の方法により反復して行うものとする。

- (a) 交番、駐在所、パトカー等の勤務員の活用
- (b) ビラ、チラシの配布及び横断幕、立看板等の掲出
- (c) インターネット、SNS等の活用
- (d) 地域の各種施設等との間で構築しているネットワークの活用
- (e) 新聞、テレビ、ラジオ等マスメディアに対する積極的協力要請

(f) 防犯協会等自主防犯組織との連携

(g) 交通情報板等の活用

3 交通対策

交通対策は、交通の混乱、交通事故等の発生を防止するとともに、住民等の円滑な避難と緊急輸送を確保するため、以下のとおり実施するものとする。

ア 交通規制

(ア) 広域的な交通対策の観点から、あらかじめ策定された交通規制計画に基づき、交通規制を実施するものとし、避難路及び緊急交通路については、優先的にその機能の確保を図るものとする。

(イ) 交通規制計画の策定に当たっては、以下に掲げる道路について、避難計画、緊急輸送ルート計画、道路啓開計画及び隣接する県警察等の交通規制計画と整合性のとれた規制計画を定め、事前の周知を講ずるものとする。

a 緊急交通路、避難路その他の防災上重要な幹線道路

b 高速道路（インターチェンジについては個々のインターチェンジごと）

c 広域的な避難場所等防災上重要な施設の周辺道路

d 崖崩れ等の発生が予想される施設の周辺道路

e 高圧ガス貯蔵・取扱事業者等災害発生時に重大な火災の発生が予想される施設の周辺道路

f その他防災上交通規制計画を策定しておく必要のある道路

イ 運転者のとるべき措置の周知徹底

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表されたときにおける運転者のとるべき措置は、第2章第2節第4の4のとおりとし、運転者等に対して周知徹底するものとする。

ウ 緊急通行車両の確認

災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第33条第1項の規定に基づく山梨県公安委員会の行う緊急通行車両の確認は、以下の要領によるものとする。

a 緊急通行車両の確認の手続は、警察本部、警察署のほか、交通検問所等の検問箇所において実施するものとする。

b 警察本部においては、緊急輸送需要をあらかじめ把握し、かつ、南海トラフ地震臨時情報等発表時の交通検問所等現場における確認手続の効率化を図るため、緊急通行車両について当該車両を使用する者からあらかじめ必要事項の届出を受けるとともに、緊急通行車両等事前届出済証を交付するなど、緊急通行車両確認手続の事前届出制度について周知を図るものとする。

エ 関連対策

南海トラフ地震臨時情報等が発表された場合における交通規制の円滑な実施を図るため、特に以下に定める事項を講ずるものとする。

- a 避難路及び緊急交通路確保のための一般車両の使用の抑制についての関係機関等に対する協力依頼
- b 運転者等への交通情報の伝達を迅速かつ的確に実施するための報道機関や日本道路交通情報センター等との密接な連携の確保
- c 総合的交通対策実施のためのバス、鉄道等公共交通機関の運行についての関係機関との連絡調整
- d 避難路、緊急輸送路、避難場所及び防災上重要な施設の周辺道路における駐車禁止規制の実効の確保並びに違法な道路使用及び放置物件の排除
- e 警備業者等との支援協定等に基づく交通誘導の実施等に関する要請

4 警察施設等の点検及び整備

警察施設等の点検及び整備に当たっては、警察庁舎、警察通信施設、交通管制施設等について被災の防止と応急対策の迅速かつ的確な実施を図るため、おおむね以下の措置を執るものとする。

ア 警察庁舎の防護措置

- (ア) 被災防止のための庁舎の点検及び整備
- (イ) 火気等の点検及び防火措置
- (ウ) 施設内各種機器の転倒、破損防止措置
- (エ) 発動発電機等非常用電源設備の点検及び整備
- (オ) その他庁舎内の被災防止措置

イ 警察通信施設の機能維持のための措置

- (ア) 警察通信施設の定期点検の徹底
- (イ) 保守用物品の十分な整備
- (ウ) その他警察通信施設の被災防止措置

ウ 交通安全施設等の機能の確保措置

- (ア) 信号機用非常電源の配備体制の確保措置及び特別点検の実施
- (イ) 倒壊、破損時の緊急復旧体制の確保措置
- (ウ) 交通対策用機材の配分体制の確保措置

5 災害応急対策を取るべき期間

災害応急対策をとるべき期間については、以下のとおりとする。

ア 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が対象とする後発地震に対しては、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるマグニチュード8.0以上の地震の発生から1週間、本節に定める措置をとるものとする。

なお、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるマグニチュー

ド 8. 0 以上の地震の発生から 1 週間を経過した後は、後発地震に対して警戒する措置のうち、情報収集・連絡体制の確認及び施設・装備資機材等の点検等の措置については、引き続き、更に 1 週間継続してとるものとする。

なお、当該期間を経過した後は、当該措置は原則解除するものとする。

イ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が対象とする後発地震に対しては、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるマグニチュード 7. 0 以上 8. 0 未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側 5 0 キロメートル程度までの範囲でマグニチュード 7. 0 以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。）が発生した場合は 1 週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面でゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの間、後発地震に対して注意する措置を執るものとする。また、当該期間を経過した後は、当該措置は原則として解除するものとする。

第 4 南海トラフ地震臨時情報（調査終了）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

警察本部等は、南海トラフ地震臨時情報（調査終了）が発表された場合には、引き続き体制をとり、警察本部及び警察署に所要の規模の災害警備対策室を設置するものとする。ただし、既に先発地震を受けた体制がとられ、災害警備本部等が設置されている場合はこの限りではない。

第 5 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

1 緊急に整備すべき施設等の整備

南海トラフ法第 5 条第 1 項 1 号に定める関係機関が行う地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関しては、警察の実施する地震防災応急対策及び災害応急対策を効果的に推進し得るよう、平素から当該関係機関との緊密な連携を保持して、その調整に配慮するものとする。

2 地震防災対策実施上必要な災害警備用装備資機材の整備充実

災害警備活動の迅速かつ的確な実施を図るため、災害警備用装備資機材の整備充実に努めるものとする。

第 6 関係者との連携協力の確保

警察本部等においては、応急対策を実施する上で関係機関の応援等を求める必要がある場合に備えて、事前に協定を締結し、その他の手続上の措置についてもあらかじめ定め、地域計画に明示するものとする。

なお、地域計画の内容を定めるに当たっては、関係機関相互の競合に十分留意するとともに、相互の連携協力体制について、あらかじめ計画を策定するなど、十分な調

整を行うよう努めるものとする。

第7 地震防災上必要な教養等

1 警察職員に対する教養

警察職員に対して行う防災上必要な教養は、おおむね以下に定める事項について計画的に実施するものとする。

ア 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容

イ 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震に関する知識

ウ 地震に関する一般的な知識

エ 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識

オ 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に各職員が果たすべき役割

カ 南海トラフ地震に係る地震防災に関する知識

キ 災害警備活動要領

ク 南海トラフ地震対策として今後取り組むべき課題

2 住民等に対する防災知識の普及

住民等に対する防災知識の普及に当たっては、防災関係機関等と積極的に連携するとともに、地域における自主防犯・防災組織の協力を得て、おおむね以下に定める事項について実施するものとする。

ア 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容

イ 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震及び津波に関する知識

ウ 地震及び津波に関する一般的な知識

エ 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合及び地震が発生した場合に住民、運転者等のとるべき措置

オ 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合及び南海トラフ地震が発生した場合の正確な情報入手の方法

カ 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合に講ずる

地震防災応急対策等の内容

キ 各地域における避難地及び避難路に関する知識

ク 住民等が平素から実施すべき対策の内容

第6節 東海地震に係る措置

第1 東海地震警戒警備本部の設置等

警察本部等は、東海地震注意情報を受けた場合は、直ちに第2章第3節第1の4に沿った体制をとり、災害警備本部等を設置するとともに、部隊の編成等要の措置を執るものとする。この場合において、災害警備本部等の組織及び任務分担、部隊の編成運用計画、部隊の招集等については、警察本部（警察署）長が、別に定めるものとする。

第2 地震防災応急対策に係る災害警備活動の基準

警察本部等が実施すべき地震防災応急対策に係る災害警備活動は、おおむね以下に掲げる事項を基準として、計画し、実施するものとする。

(1) 情報の収集・伝達

情報の収集・伝達は、おおむね以下の事項により行うものとする。

(ア) 東海地震に関する情報等の伝達

- a 東海地震に関する情報等の伝達事務は、災害警備本部等が設置されるまでの間は、執務時間内は警備第二課、執務時間外は当直等において行い、設置後は災害警備本部等において行うものとする。

なお、情報の内容に応じ、伝達方法について特に配慮するものとする。

- b 山梨県知事が行う市町村長等への東海地震に関する情報等の伝達については実態に応じ、伝達が迅速かつ的確に行われるよう、可能な限り協力するものとする。
- c 市町村長が行う地域住民等への地震予知情報、警戒宣言等の伝達については、実態に応じ、伝達が短時間内に正確かつ広範に行われるよう、可能な限り協力するものとする。

(イ) 各種情報の収集・伝達

各種情報の収集・伝達については、管轄区域内における諸般の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、警察庁と警察本部間、警察本部と各警察署間の情報の報告・連絡が的確に行われるよう、以下の事項について、それぞれ情報の収集・伝達の方法を定めるものとする。

- (a) 警備体制の確立状況
- (b) 住民等の反応と避難等の状況
- (c) 主要幹線道路等の交通の状況
- (d) 特異事案の発生状況と今後の見通し

- (e) 交通対策、警備対策等警察措置の実施状況
 - (f) 関係機関の対策の実施状況
 - (ウ) 地震災害警戒本部等との連絡等
 - a 山梨県地震災害警戒本部が設置された場合には、山梨県警察における地震防災応急対策に係る措置の実施状況等について、必要に応じ連絡するものとする。
 - b 山梨県地震災害警戒本部以外の関係機関への情報の伝達は、当該地域における地震防災応急対策に係る措置の迅速かつ的確な実施を図るため、可能な範囲において積極的に行うものとする。
 - (2) 住民等への情報伝達活動

住民等への情報伝達活動は、民心の安定を図るとともに混乱を防止し、地震防災応急対策に係る措置が迅速かつ的確に行われるよう、おおむね以下に定めるところにより積極的に行うものとする。

 - (ア) 情報伝達活動の重点

住民等への情報伝達活動は、以下に掲げる事項を重点として実施するものとする。

 - (a) 東海地震に関する情報の内容等に関する情報
 - (b) 運転者のとるべき措置
 - (c) 交通の状況と交通規制の実施状況
 - (d) 犯罪予防等のために住民等がとるべき措置
 - (e) その他混乱防止のために必要な情報
 - (イ) 情報伝達活動の実施方法

住民等への迅速かつ的確な情報伝達活動を実施するため、関係機関との連絡を密にして、おおむね以下の方法により反復して行うものとする。

 - (a) 交番、駐在所、パトカー等の勤務員の活用
 - (b) ビラ、チラシの配布及び横断幕、立看板等の掲出
 - (c) 地域の各種施設等との間で構築しているネットワークの活用
 - (d) 新聞、テレビ、ラジオ等マスメディアに対する積極的協力要請
 - (e) 防犯協会等自主防犯組織との連携
- (3) 交通対策

交通対策は、交通の混乱、交通事故等の発生を防止するとともに、住民等の円滑な避難と緊急輸送を確保するため、以下のとおり実施するものとする。

- (ア) 交通規制
 - a 広域的な交通対策の観点から次の事項を基本として、あらかじめ策定された交通規制計画に基づき、交通規制を実施するものとする。
 - (a) 強化地域内での一般車両の走行は極力抑制するものとする。

- (b) 強化地域への一般車両の流入は極力制限するものとする。
- (c) 強化地域外への一般車両の流出は交通の混乱が生じない限り原則として制限しないものとする。
- (d) 避難路及び緊急交通路については、優先的にその機能の確保を図るものとする。
- (e) 高速自動車国道及び自動車専用道路については、一般車両の強化地域への流入を制限するとともに、強化地域内におけるインターチェンジ等からの流入を制限するものとする。
- b 交通規制計画の策定に当たっては、以下に掲げる道路について、避難計画、緊急輸送計画、道路啓開計画及び隣接する都県警察等の交通規制計画と整合性のとれた規制計画を定めるものとする。
 - (a) 警察庁が指定する広域交通規制対象道路
 - (b) 緊急交通路、避難路その他の防災上重要な幹線道路
 - (c) 高速道路(インターチェンジについては個々のインターチェンジごと)
 - (d) 広域的な避難場所等防災上重要な施設の周辺道路
 - (e) 崖崩れ等の発生が予想される施設の周辺道路
 - (f) 高圧ガス貯蔵・取扱事業者等災害発生時に重大な火災の発生が予想される施設の周辺道路
 - (g) その他防災上交通規制計画を策定しておく必要のある道路
- c 交通管制センター、信号機等交通管制施設については、警戒宣言が発せられた場合における運用計画は別に定めるものとする。
- (イ) 運転者のとるべき措置の周知徹底

東海地震の地震防災対策強化地域に係る地震防災基本計画に基づき、警戒宣言時における運転者のとるべき措置は、第2章第2節第4の4のとおりとし、運転者等に対して周知徹底するものとする。
- (ウ) 緊急輸送車両の確認

大規模地震対策特別措置法施行令(昭和53年政令第385号)第12条の規定に基づく山梨県公安委員会の行う緊急輸送車両の確認は、以下の要領によるものとする。

 - (a) 緊急輸送車両の確認の手続は、警察本部、警察署のほか、交通検問所等の検問箇所において実施するものとする。
 - (b) 警察本部においては、緊急輸送需要をあらかじめ把握し、かつ警戒宣言時の交通検問所等現場における確認手続の効率化を図るため、緊急輸送車両について当該車両を使用する者からあらかじめ必要事項の届出を受けるとともに、緊急通行車両等事前届出済証を交付するなど、緊急輸送車両確認手続の事前届出制度について整備を図るものとする。

(エ) 関連対策

警戒宣言が発せられた場合における交通規制の円滑な実施を図るため、特に以下に定める事項を講ずるものとする。

- (a) 避難路及び緊急交通路確保のための一般車両の使用の抑制についての関係機関等に対する協力依頼
- (b) 運転者等への交通情報の伝達を迅速かつ的確に実施するための報道機関や日本道路交通情報センター等との密接な連携の確保
- (c) 総合的交通対策実施のためのバス、鉄道等公共交通機関の運行についての関係機関との連絡調整
- (d) 避難路、緊急輸送路、避難場所及び防災上重要な施設の周辺道路における駐車禁止規制の実効の確保並びに違法な道路使用及び放置物件の排除
- (e) 警備業者等との支援協定等に基づく交通誘導の実施等に関する要請

(4) 警察施設等の点検及び整備

警察施設等の点検及び整備に当たっては、警察庁舎、警察通信施設、交通管制施設等について被災の防止と応急対策の迅速かつ的確な実施を図るため、おおむね以下の措置を執るものとする。

(ア) 警察庁舎の防護措置

- a 被災防止のための庁舎の点検及び整備
- b 火気等の点検及び防火措置
- c 施設内各種機器の転倒、破損防止措置
- d 非常発電装置の点検及び整備
- e その他庁舎内の被災防止措置

(イ) 警察通信施設の機能維持のための措置

- a 警察通信施設の定期点検の徹底
- b 保守用物品の十分な整備
- c その他警察通信施設の被災防止措置

(ウ) 交通管制施設等の機能の確保措置

- a 信号機用非常電源の配備体制の確保措置及び特別点検の実施
- b 倒壊、破損時の緊急復旧体制の確保措置
- c 交通対策用機材の配分体制の確保措置

第3 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

1 緊急整備事業施設等の整備

大震法第6条第1項第2号に定める関係機関が行う施設等の整備に関しては、警察の実施する地震防災応急対策及び災害応急対策を効果的に推進し得るよう、平素から当該関係機関との緊密な連携を保持して、その調整に配慮するものとする。

2 地震防災対策実施上必要な災害警備用装備資機材の整備充実

災害警備活動の迅速かつ的確な実施を図るため、災害警備用装備資機材の整備充実に努めるものとする。

第4 地震防災上必要な教養等

1 警察職員に対する教養

警察職員に対して行う地震防災上必要な教養は、大震法に関する知識、東海地震に係る地震防災に関する知識、防災機関の果たすべき役割、災害警備活動要領等について、計画的に行うものとする。

2 住民等に対する防災知識の普及

住民等に対する防災知識の普及に当たっては、防災関係機関等と積極的に連携するとともに、地域における自主防犯・防災組織の協力を得て、おおむね以下に定める事項について実施するものとする。

ア 警戒宣言の性格及びこれに基づきとられる措置の内容

イ 想定される地震及び津波に関する知識

ウ 東海地震に関する情報等が公表された場合及び地震が発生した場合に住民、運転者等のとるべき措置

エ 東海地震に関する情報等が公表された場合及び地震が発生した場合の正確な情報入手の方法

オ 警戒宣言が発せられた場合に講ずる地震防災応急対策等の内容

カ 各地域における避難地及び避難路に関する知識

キ 住民等が平素から実施すべき対策の内容

第3章 風水害対策

第1節 県民の防災活動の促進

第1 避難誘導対策

1 避難路等の周知徹底

警察本部等は、平素から各種講習会、研修会等を通じて、風水害被害の防止や軽減の観点から早期避難に対する住民等の理解と協力を得るとともに、風水害のおそれのない適切な避難場所、避難路等について周知徹底するものとする。また、不特定多数の利用者が集合する施設等においては、その利用者等に対して、施設管理者と連携して、避難場所、避難路等について周知徹底するものとする。

2 土砂災害警戒区域等の周知徹底

警察本部等は、ミニ広報紙等を通じ、地域住民等に対して土砂災害警戒区域や風水害が発生し、又は発生するおそれがある場合の行動マニュアル等について分かりやすく示すものとする。

第2 防災知識の普及

警察本部等は、被害の防止・軽減の観点から、地域住民に対して、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を住民に周知し、地域住民の理解と協力を得るものとする。

第3 防災訓練等の実施

警察本部等は、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間等を通じ、積極的に防災訓練等を実施するものとする。

第2節 警察施設等の災害対策

警察本部等は、水害のおそれのある地域の警察施設等については、非常用電源設備の整備に努めるほか、その設置場所や物資の保存場所を想定浸水深より高い位置とするなど、水害に対する対応力を強化するものとする。

第3節 災害発生直前の対策

第1 風水害に関する警報等の伝達

警察本部等は、被害を及ぼすおそれのある洪水等の状況を把握した場合は、交番、駐在所、パトカー等の勤務員を活用して住民等に対し速やかに伝達するものとする。その際、対象者に漏れなく、かつ、分かりやすい伝達に努めるとともに、避難行動要支援者等にも配慮するものとする。

第2 住民等の避難誘導

警察本部等は、風水害の発生のおそれがある場合には、河川管理者、水防団等と連携を図りながら、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域の警戒活動を行う。また、不特定多数の利用者が集合する施設等については、施設管理者と連携を図りながら警戒活動を行う。その結果、危険と認められる場合には、住民等に対する避難指示等を行うとともに、適切な避難誘導を実施するものとする。その際、以下の点に配慮するものとする。

- (1) 住民等への避難指示等の伝達に当たっては、交番、駐在所、パトカー等の勤務員を活用して迅速かつ的確な伝達に努めること。
- (2) 避難誘導に当たっては、災害の概要、避難場所・避難路、浸水想定区域・土砂災害警戒区域に指定されている事実その他の避難に資する情報の伝達に努めること。
- (3) 警察用航空機、警察用船舶等による避難についても検討し、必要に応じ実施すること。
- (4) 情報の伝達及び避難誘導の実施に当たっては、避難行動要支援者等に十分配慮するよう努めること。

第3 災害未然防止活動

警察本部等は、河川管理者等が洪水及び高潮による被害の発生を未然に防止するためダム、堰、水門等の操作を行うに当たり、危害を防止するため必要があると認めるときは、交番、駐在所、パトカー等の勤務員等を通じて住民等に対して当該操作に関し必要な事項を周知徹底するものとする。

第4節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動

警察本部等は、浸水被害が発生した地域又は土砂災害の発生の危険性が高いと判断された箇所について、適切な警戒避難措置を講ずるとともに、現場警察官による交通規制を実施するなどして、二次災害の防止に努めるものとする。

第4章 雪害対策

第1節 災害に備えての措置

第1 雪害に強い交通管制施設の整備

警察本部等は、地域の特殊性を考慮しつつ、信号機、交通情報板、交通管制センター等交通管制施設について雪害に強い施設の整備に配慮するとともに、雪害時の交通管理体制の整備を図るものとする。

第2 気象状況の伝達体制の整備

警察本部等は、積雪量等の気象状況等の情報を迅速かつ正確に収集・伝達するための体制及び施設の充実を図るものとする。

第3 危険箇所の周知徹底

警察本部等は、他の関係機関と連携して雪崩危険箇所を把握し、住民等への周知徹底に努めるものとする。

第4 運転者への周知活動

- 1 警察本部等は、地域の実情に応じ、各種研修等を通じて、大雪時も含め冬季に運転する際の必要な準備について、車両の運転者への周知に努めるものとする。
- 2 警察本部等は、立ち往生車両が生じた場合、通行止め規制が解除されるまで車内で待機しようとする運転者に対し、排気ガス（一酸化炭素）による中毒の防止に関する呼び掛けを確実に行うものとする。

第5 緊急交通路の確保

警察本部等は、緊急交通路の確保に備え、緊急度、重要度等を考慮して、交通規制等を行うものとする。

第6 道路管理者との調整

警察本部等は、大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こすおそれのある大雪時において、道路管理者による広範囲での計画的・予防的な通行規制等が円滑に実

施されるよう、必要に応じて道路管理者と連携協力するものとする。

第5章 事故災害対策

第1節 航空災害対策

第1 災害に備えての措置

1 航空災害応急体制の整備

警察本部等は、管内の実情に応じ、航空災害が発生した場合における警備体制、部隊の編成・運用、職員の招集・参集、情報の収集・連絡、避難誘導、救出救助、交通規制等の初動措置を的確にとることができるよう、航空災害に備えた応急体制の整備を図るものとする。

2 関係機関との相互連携

警察本部等は、航空運送事業者、地方公共団体、消防機関等の関係機関と相互に連携し、航空災害に備えた諸対策に当たるものとする。

3 連絡体制の整備

警察本部等は、航空災害が発生した場合における航空運送事業者等との連絡体制の整備を図るものとする。

第2 行方不明航空機等の搜索活動

警察本部等は、墜落現場が不明の場合又は航空機の行方が不明になるなど航空災害発生のおそれがある場合においては、交番、駐在所、パトカー、白バイ等の勤務員に情報収集に当たらせるとともに、警察用航空機、警察用船舶、無人航空機等を活用し搜索活動に当たるものとする。

第3 災害時における措置

1 情報の収集

警察本部等は、航空災害が発生した場合においては、直ちに事故発生地を管轄する警察署員等を墜落現場に急行させ、情報収集活動を行うものとする。また、墜落現場が山間へき地等の場合には、現場の地形、周辺の道路状況、現場に至る行程、気象状況等の情報も迅速に収集するものとする。

2 救出救助活動等

警察本部等は、航空災害が発生した場合においては、事故発生地を管轄する警察署員、広域緊急援助隊員等を直ちに出動させ、関係機関と緊密に連携し、乗客、乗務員等の救出救助活動を迅速に行うものとする。

航空機の墜落現場の搜索に当たっては、広範囲にこれを行い、生存者等の迅速な発見に努めるものとする。

3 立入禁止区域の設定等

警察本部等は、航空機が人家密集地域へ墜落した場合その他被害が拡大するおそれがある場合には、迅速に立入禁止区域を設定するとともに、地域住民等に対する

避難誘導を迅速かつ的確に行うものとする。

第2節 鉄道災害対策

第1 災害に備えての措置

1 関係機関との相互連携

警察本部等は、鉄道事業者等の関係機関と相互に連携し、鉄道災害に備えた諸対策に当たるものとする。

2 連絡体制の整備

警察本部等は、鉄道上及びその直近で落石、土砂崩れ等の異常が発見された場合における鉄道事業者への連絡体制の整備を図るものとする。

3 防災訓練の実施

警察本部等は、鉄道事業者等と相互に連携し、大規模な鉄道災害を想定した実践的な防災訓練の実施に努めるものとする。

第2 災害時における措置

1 救出救助活動

警察本部等は、大規模な鉄道災害が発生した場合においては、事故発生地を管轄する警察署員、広域緊急援助隊員等を直ちに出勤させ、乗客、乗務員等の救出救助活動を迅速に行うものとする。

2 立入禁止区域の設定等

警察本部等は、脱線した鉄道車両が高架から人家密集地域や道路に転落するおそれがある場合その他被害が拡大するおそれがある場合等においては、迅速に立入禁止区域を設定するとともに、地域住民等に対する避難誘導を的確に行うものとする。

第3 二次災害の防止

警察本部等は、鉄道災害現場における搜索、救出救助活動等に当たっては、鉄道事業者等と連携し、後続車両の衝突等の二次災害の防止措置を確実に行うものとする。また、鉄道上への落石、土砂崩れ等に起因する災害の現場においては、監視員を置くなどの措置を確実に行うものとする。

第3節 道路災害対策

第1 災害に備えての措置

1 関係機関との相互連携

警察本部等は、道路管理者、地方公共団体等の関係機関と相互に連携し、道路災害に備えた諸対策に当たるものとする。

2 危険箇所等の把握と関係機関に対する要請

警察本部等は、道路災害を予防するため、平素から山（崖）崩れ危険箇所等の発見及び点検に努め、基礎資料の作成及び補正を行うとともに、危険度の高い箇所については、関係機関に対し改善、補修の措置の要請を積極的に行うものとする。

3 連絡体制等の整備

警察本部等は、道路災害に発展するおそれのある山（崖）崩れなどの事故等を認知した場合における関係機関との連絡体制及び道路利用者等へ情報の伝達体制の整備を図るものとする。また、民間企業、報道機関、地域住民等からの情報等、多様な道路災害関連情報の収集体制の整備を図るものとする。

4 防災訓練の実施

警察本部等は、道路管理者、地方公共団体等と相互に連携し、大規模な道路災害の発生を想定した実践的な訓練の実施に努めるものとする。

第2 災害時における措置

1 情報の収集

警察本部等は、道路災害が発生した場合においては、直ちに事故発生地を管轄する警察署員等を現場に急行させ、目撃者からの情報、関係機関への問合せ及び現場の状況などにより、事故に巻き込まれた通行人、通行車両等の人的被害の有無について迅速に確認を行うものとする。

2 救出救助活動

警察本部等は、道路災害が発生し、多数の死傷者等が生じた場合においては、事故発生地を管轄する警察署員、広域緊急援助隊員等を直ちに出勤させ、救出救助用機材を有効に活用して、迅速に被災者等の救出救助活動に当たるものとする。

3 立入禁止区域の設定等

警察本部等は、道路災害が通行量の多い道路において発生した場合その他被害が拡大するおそれがある場合においては、迅速に立入禁止区域を設定するとともに、通行者、通行車両等に対する交通規制及び避難誘導を的確に行うものとする。

4 危険物の流出に対する応急対策

警察本部等は、道路災害の発生により、タンクローリー車等危険物を運搬中の車両が被災し、危険物が流出した場合には、地域住民等の避難誘導等を実施するほか、危険物の防除活動を行うものとする。

第3 二次災害の防止

警察本部等は、道路災害現場における救出救助活動等に当たっては山（崖）崩れ等による二次災害の防止のため、監視員を置くなどの措置を確実に行うものとする。

第4節 危険物等災害対策

第1 災害に備えての措置

1 関係機関との相互連携

警察本部等は、地方公共団体、消防機関、危険物等の管理者等の関係機関と相互に連携し、危険物等災害に備えた諸対策に当たるものとする。

2 危険物等関係施設の実態把握

警察本部等は、危険物等災害の発生に備え、平素から危険物等の貯蔵・取扱事業所、高圧ガスの貯蔵・取扱事業所等特別防災区域内における危険物等の取扱事業所等の実態把握に努めるものとする。

3 連絡体制の整備

警察本部等は、危険物等関係施設において、危険物等災害が発生した場合に備え、事業者等との連絡体制の整備を図るものとする。

4 危険物等災害警備用装備資機材の整備充実

警察本部等は、危険物等災害に備え、以下の装備資機材の整備充実に努めるものとする。

ア 生化学防護服、特殊型防護ガスマスク等防護用機材

イ ガス等測定器、送排風機、消火器、毛布等救出救助用機材

5 避難場所等の周知徹底

高圧ガス貯蔵・取扱事業者等危険物等関係施設の所在地を管轄する警察署は、平素の警察活動を通じて、地域住民等に対して、危険物等災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の避難場所、避難路及び避難時の留意事項について周知徹底を図るものとする。

6 火薬類取締法等の法令に定める権限の行使

警察本部等は、危険物等災害防止のため、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）等の法令に定める権限を適切に行使するものとする。

7 防災訓練の実施

警察本部等は、地方公共団体、消防機関、危険物等の事業者等と相互に連携し、大規模な危険物等災害を想定した実践的な訓練を随時実施するものとする。また、危険物等災害警備用装備資機材の操作訓練、生化学防護服等の着脱訓練等も随時行うものとする。

第2 災害時における措置

1 情報の収集

警察本部等は、大規模な危険物等災害が発生した場合においては、警察用航空機等を活用し、直ちに被害状況等についての情報収集を行うものとする。また、情報の収集に当たっては、消防機関、危険物等の事業者等と緊密な連携をとり、安全かつ的確な警察活動に資するため、危険物等に対する専門的知識に基づいた正確な情報の収集に努めるものとする。

2 救出救助活動

警察本部等は、危険物等災害が発生した場合においては、事故発生地を管轄する警察署員、広域緊急援助隊員等を直ちに出動させ、従業員等被災者の救出救助、避難誘導を行い、被害の拡大防止に努めるものとする。また、救出救助活動等に当たっては、生化学防護服、特殊型防護ガスマスク、ガス等測定器、送排風機等の装備

資機材を有効に活用して、被災者及び警察職員の安全確保に努めるものとする。

3 立入禁止区域の設定

警察本部等は、危険物等が漏えい、流出又は飛散した場合には、直ちに立入禁止区域を設定して、被害の拡大防止に努めるものとする。

4 危険物等の大量漏えい等に対する応急対策

警察本部等は、危険物等が大量に漏えい、流出又は飛散した場合には、関係機関と緊密に連携し、地域住民等の避難誘導、立入禁止区域の警戒、交通規制活動等を実施するほか、危険物等の防除活動を行うものとする。

5 火薬類取締法等の法令に定める権限の行使

警察本部等は、危険物等災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、火薬類取締法等の法令に定める権限を適切に行使するものとする。

第5節 火事災害対策

第1 災害に備えての措置

1 関係機関との相互連携

警察本部等は、消防機関、地方公共団体、営林官署等の関係機関と相互に連携し、火事災害に備えた諸対策に当たるものとする。

2 管内実態の把握

警察本部等は、平素から、火事災害が発生した場合に大規模な被害発生のおそれがある高層建築物等について、それぞれの管理体制及び保安施設の具体的状況等の実態把握に努めるものとする。

3 連絡体制の整備

警察本部等は、大規模な火事災害が発生した場合における消防機関、高層建築物等の管理者、営林官署等との連絡体制の整備を図るものとする。

第2 災害時における措置

警察本部等は、大規模な火事災害が発生した場合においては、迅速に立入禁止区域を設定するとともに、地域住民等に対する避難誘導を的確に行うものとする。

別表及び様式略